

訪問介護サービス重要事項説明書

サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人概要）

| | |
|------------|-------------------|
| 法人名（事業者名） | 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会 |
| 主たる事務所所在地 | 富士市本市場432-1 |
| 代表者（職名・氏名） | 会長 渡邊 泰明 |
| 設立年月日 | 昭和41年11月1日 |
| 電話番号 | 0545-64-6600 |

2. 事業所概要

| | | |
|-----------------------|-----------------------|--------------|
| 事業所名 | 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会 | |
| 所在地 | 富士市本市場432-1 フィランセ東館2階 | |
| 提供サービス及び 介護保険事業所番号 | 訪問介護 | 2272300068 |
| 管理者及び連絡先 | 川添和江 | 0545-66-3251 |
| サービス提供地域 | 富士市内 | |

3. 事業の目的と運営方針

| | | |
|-------|---|--|
| 事業所名 | 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会 | |
| 事業の目的 | 事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とします。 | |
| 運営の方針 | 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護及びその他の生活全般にわたる援助を行います。併せて、事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 | |

4. 事業所の職員体制等

令和6年4月1日現在

| 職種 | 従事するサービスの種類・業務 | 人員 |
|-----------|----------------|------|
| 管理者 | 事業の適切な管理運営 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 利用者の適切なサービスを管理 | 2名 |
| 内訳 | 介護福祉士 | 8名以上 |
| | ホームヘルパー2級 | 2名 |
| 事務担当者 | 介護保険の請求等事務全般 | 1名以上 |

5. 営業日時

| | |
|------|----------------------|
| 営業日 | 年末年始（12月29日から1月3日）以外 |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |

※本人及び家族の状況によって、サービスの調整を行いますのでご相談下さい。

6. サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅において訪問介護員（ホームヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行うサービスです。
- (2) 事業所は、下記のサービス内容区分の中から選択されたサービスを指定の時間帯に提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、訪問介護計画書に沿って計画的に提供します。
- (4) サービス内容は下記の内容区分から選択となりますが、利用者の希望を確認したうえで実施します。

【主なサービス内容】

| ＜身体介護＞ | | ＜生活援助＞ |
|-----------|------------------------------|--------------|
| ・起床介助 | ・食事介助 | ・調理 |
| ・就寝介助 | ・体位変換 | ・洗濯 |
| ・排泄介助 | ・服薬介助 | ・住居の掃除 整理整頓 |
| ・衣服の脱着 | ・通院等外出介助 | ・買い物 |
| ・整容介助 | ・移動 移乗介助 | ・薬の受取り |
| ・身体的清拭、洗髪 | ・その他（ ） | ・衣服の整理 被服の補修 |
| ・入浴介助 | | ・ベッドメイク |

※ 次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできません。

- 1) 「本人の援助」に該当しないもの
 家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等
- 2) 「日常生活の援助」に該当しないもの
 庭の草むしり、花木の水やりや剪定、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

7. 要望・苦情申立窓口の体制

8時30分から17時15分までは、事務所内に設置し、事業所の管理者及びサービス提供責任者の職員が要望・苦情相談等の対応にあたります。

苦情の申し出又は相談があった場合には、社会福祉法人富士市社会福祉協議会苦情取扱要綱に定める手順に従い、迅速かつ丁寧に行います。

苦情申立窓口

| | | | |
|--------------------|----------|-------------------|---------------|
| | 事業所名 | 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会 | |
| 利用者相談窓口 | 所在地・電話番号 | 富士市本市場432-1 | ☎0545-66-3251 |
| | 管理者 | 川添和江 | |
| 介護保険課 | 所在地・電話番号 | 富士市永田町1-100 | ☎0545-55-2767 |
| 福祉総務課 福祉指導室 | 所在地・電話番号 | 富士市永田町1-100 | ☎0545-55-2863 |
| 静岡県国民健康 保険団体連合会 | 所在地・電話番号 | 静岡市葵区春日2-4-34 | ☎054-253-5590 |

富士市介護保険課は介護保険制度全般に関すること、福祉指導室は事業者指導に関することについての問い合わせ・相談に対応しています。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をいたします。（当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9. 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、別紙 利用者負担金一覧表のとおりです。

※利用者負担金は介護報酬改正や当施設の実績に基づき変更される場合がございます。その際には速やかに文書にて説明させていただきます。

(2) 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(3) 利用者の介護保険料の滞納等により、サービス利用料金全額の支払いが生じる場合があります。

10. 利用料金の口座振替

利用料金(利用者負担金)の支払いについては、20日頃郵送若しくはお届けする請求書(前月利用料金)に基づき、利用者指定の金融機関の口座から月1回(毎月27日)振り替えさせていただきます。ただし、現金払いを希望される方はお申し出下さい。

11. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、事前に前述のサービス責任者若しくは管理者までご連絡ください。

事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、サービスを中止させていただきます。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示を拒む等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合

②不正な行為などによって保険給付を受けている、または受けようとした場合

③下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求等、対象範囲外のサービスの強要
- ・介護従事者の体を触るなど、セクシュアルハラスメントに該当する行為
- ・介護従事者の個人情報の執拗な聞き出しやストーカー行為 など

12. 業務継続計画(BCP)の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための必要な措置を講じます。

①業務継続計画(BCP)に関する責任者を選定しています。 責任者：川添和江

②従業者に対する感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施・再開するための計画等の策定をし、研修及び訓練を実施しています。

13. 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延防止に関する責任者を選定しています。 責任者：川添和江

②従業者に対する感染症の予防及びまん延防止を啓発・普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を実施しています。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：川添和江

②成年後見制度の利用を支援します。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会の設置や指針の整備をし、研修及び訓練を実施しています。

④サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

